

7東三監指第 391 号  
令和8年3月 17 日

指定地域密着型通所介護事業所  
指定介護予防通所サービス事業所  
管 理 者 様

東三河広域連合長 長 坂 尚 登  
(公 印 省 略)

### 地域密着型通所介護事業所等の看護職員の配置基準について(通知)

日頃は本連合の介護保険行政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、地域密着型通所介護事業所の看護職員の配置基準については、基準省令等において単位ごとに1以上配置することとされていますが、利用定員が 10 人以下である場合には、配置しないことも可能となっています(指定介護予防通所サービスの事業と指定地域密着型通所介護の事業とが一体的に行われる場合を含む)。

**利用定員とは、当日の利用人数を指すものではありません。当日の利用人数が 10 人以下であっても、利用定員が 10 人を超えている場合は、看護職員の配置は必要です。**

つきましては、当該取扱いについて、令和7年度介護保険指定事業者講習会でもお示ししているところですが、改めて周知いたしますので、取扱いに遺漏なきようよろしくお願いいたします。人員基準の詳細については、介護保険課(0532-26-8470・8471)へお問い合わせください。

なお、運営指導等において、利用定員が 10 人を超えているにもかかわらず看護職員を必要数配置していないことが判明した場合、**人員基準欠如(減算を含む)の指導等を行います**のでご承知おきください。

根拠法令等につきましては、別紙に掲載しておりますのでご確認ください。

【問合せ先】 東三河広域連合 福祉事業部 監査指導課  
(TEL) 0532-51-2371

基準省令

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第20条

一 (略)

二 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

三～四 (略)

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3～7 (略)

8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

東三河広域連合指定介護予防通所サービス及び指定広域型通所サービスの人員、設備及び運営等の基準並びに要する費用の額の算定に関する基準に関する要領

(指定介護予防通所サービスの従業者の員数)

第6条

(1) (略)

(2) 看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)指定介護予防通所サービスの単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3)～(4) (略)

2 当該指定介護予防通所サービス事業所の利用定員(当該指定介護予防通所サービス事業所において同時に指定介護予防通所サービスの提供を受けることができる指定介護予防通所サービス事業所利用者の数の上限をいう。以下同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定介護予防通所サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所サービスを提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3～7 (略)

8 指定介護予防通所サービスの事業と指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は基準該当通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで、地域密着型サービス等基準第20条第1項から第7項まで又は指定居宅サービス等基準第106条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。